

意匠法の問題圏 第12回

—— 保護対象 V 部分意匠⑥

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V. 部分意匠

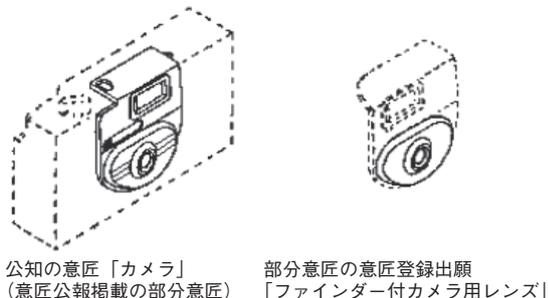
4. 部分意匠の意匠権侵害

4) 部分意匠権の効力と「意匠に係る物品」

①「被告製品」の範囲

『意匠審査基準』の「71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」は、「先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。」と規定し^{*1}、類似する事例として、[図1]に示す【事例3】を「公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい」とし、引用している（『基準』100頁）。

●図1 【事例3】（『基準』97頁）



この【事例3】の類似関係を前提とすれば、【事例3】右側の部分意匠「ファインダー付きカメラ用レンズ」が、（仮に、拒絶理由がなく、）意匠登録を受けた場合、その登録後に、【事例3】左側の公知

の意匠「カメラ」と同じ形態の被告製品が現れたときは、その被告製品「カメラ」は、その一部において、登録意匠である「ファインダー付きカメラ用レンズ」に係る部分意匠に類似する意匠を包含するものであり、部分意匠の意匠権を侵害するものとなる。被告製品「カメラ」において、登録部分意匠に類似する意匠（実線で表された略楕円形のレンズ部分）が全部視認されることから、被告製品「カメラ」の製造等は、登録部分意匠に係る物品「ファインダー付きカメラ用レンズ」の実施と評価できる。

したがって、「ファインダー付きカメラ用レンズ」に係る部分意匠（レンズ部分の形態）の意匠権は、その意匠に係る物品（ファインダー付きカメラ用レンズ）に限定されずに、「カメラ」にまで及ぶ可能性がある。このように、部分意匠の意匠権は、その「意匠に係る物品」に限定されない場合がある。これは、「カメラ」の意匠において「ファインダー付きカメラ用レンズ」の部分意匠が利用されている関係であると捉えることもできるが、シンプルに考えて、被告製品が「カメラ」でも「ファインダー付きカメラ用レンズ」でも、当該被告製品において登録部分意匠（「ファインダー付きカメラ用レンズ」の略楕円形のレンズ部分）又はこれに類似する意匠が全部視認されるならば、部分意匠権の侵害が認められると解すべきである。部分意匠の実存説では、部分意匠の意匠に係る物品にこだわらない解釈を採るので、単純に「物品の部分の形態」（＝部分意匠）が、全部視認される被告製品は侵害品と解される^{*2}。

②被告製品と「意匠に係る物品」

意匠は「物品の形態」であり、その形態は物品の

用途及び機能の意味を持った形態である。同様に、部分意匠の形態も、「物品の部分の用途および機能」の意味を持った形態である。そして、実存説的にみれば、それは物品の「部分の用途及び機能」であって、部分意匠にとって、「意匠に係る物品」は直接的な意義を有しない。「部分意匠」における「意匠に係る物品」の意義は、「全体意匠」における「意匠に係る物品」の意義と同等ではないと解される*3。部分意匠の構成は、物品の「部分の形態」であり、「意匠に係る物品」は、部分意匠の構成(物品性要件)には入らないといえよう*4。

部分意匠の類否判断においては、「意匠に係る物品」全体についてはほとんど考慮せず、「部分の形態」の創作内容に着目する必要がある。知財高判平成25.6.27(平24(行ケ)10449号)〔遊技機用表示灯事件〕では、「部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能並びに部分意匠に係る物品における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲を参酌することを要するとしても、…これらを部分意匠の構成それ自体に含めることは、…構成の特定方法としては相当でない。」(12頁)と説示されており、部分意匠における「意匠に係る物品」は、その「位置等」と同程度の参酌事項と解される*5。

③部分意匠と部品意匠

以上のように、部分意匠権の侵害の成否は、被告製品において「登録部分意匠」が全部視認されるか否かで決まるのであり、被告製品が「登録部分意匠に係る物品」と同一又は類似であるという要件は必ずしも必要ない。

そうすると、被告製品において全体が視認されるような「部品」については、部分意匠として意匠登録を受けても、部品意匠として意匠登録を受けても、いずれの意匠権もその効力はほぼ同じと解される。例えば、「自転車のハンドルの形態」について、「自転車」のハンドル部分意匠として意匠登録を受けた場合と、「自転車用ハンドル」の部品意匠として意匠登録を受けた場合とで、その意匠権の効力に大きな相違はない*6。

部分意匠の意匠権は部品意匠の意匠権とほとんど変わらないのであり、部品意匠と同様に、部分意匠とそれを包含する全体意匠とは、いわゆる「利用関係」(意26条)となる*7。ただし、部品意匠の場合、その部品が全体のほとんどを占めるときは、利用関係を論ずる前に、両意匠が類似すると判断される場合もある。同様に、部分意匠が全体意匠のほとんどの部分を占める(破線部が極僅かな)場合は、利用関係ではなく類似と判断され、侵害が肯定されると思われる*8。

だが、部分意匠の侵害事件の裁判例では、利用関係に言及したものはない。裁判例の多くは、登録部分意匠と対比すべき被告意匠(部分意匠)を被告製品から抽出認定し、両意匠が類似すれば、意匠権侵害を肯定している。しかし、被告製品の全体意匠の一部に、登録意匠に類似する被告部分意匠が含まれているという関係は、実質的に利用関係があり、利用関係による侵害といえよう*9。

前掲【事例3】のように、被告製品「カメラ」と部分意匠権「ファインダー付きカメラ用レンズ」のケースは、部分意匠の意匠権侵害を利用関係による侵害と捉えるならば、二重の利用関係による侵害とも解される。だが、部分意匠権侵害を「意匠に係る物品」にこだわらずに理解するならば、被告製品において、「部分意匠(物品の部分の形態)」が全部視認されることが侵害の要件となるとシンプルに捉えることができよう。

そうすると、また逆のケースも考えられる。すなわち、【事例3】において、左側の「カメラ」を「意匠に係る物品」とする「カメラのレンズ部分の形態」(略楕円形状のレンズ部分の部分意匠)について意匠登録を受けている場合、その部分意匠権によって、右側の「ファインダー付きカメラレンズ」が被告製品として侵害が認められる可能性があるだろう。(同様に、例えば、意匠に係る物品を「自動車」とする、「自動車の前照灯部分の形態」(部分意匠)の意匠権によって、被告製品「前照灯」(部品)が侵害品と認められる可能性があるだろう。)このような部分意匠の意匠権侵害の態様は、「意匠に係る物品」にこだわ

るならば、間接侵害として理解されるべきかもしれない*10。しかし、意匠権侵害の態様を、被告製品において「登録意匠又はこれに類似する意匠」が全部視認されること、すなわち、被告意匠において部分意匠が全部包含されていることと捉えるならば、「登録部分意匠に係る物品」に限定されない意匠権侵害を認めるべきものと思われる。これは、利用関係による侵害と同様の部分意匠の侵害態様と思われる*11。

また、登録要件の判断としても、【事例3】左側の「カメラ」が、「レンズ部分の形態(略楕円形)」に係る部分意匠として出願された場合、右側の「ファインダー付きカメラレンズ」の「レンズ部分の形態」(部分意匠)によって出願が拒絶される可能性があるとして解される(意3条1項、又は3条の2)。現在の審査運用としては、「意匠に係る物品」の類似性が否定されるので、創作非容易性(意3条2項)の登録要件でしか拒絶しない。だが、两部分意匠、すなわち、「カメラ」の「レンズ部分の形態」(部分意匠)と「ファインダー付きカメラレンズ」の「レンズ部分の形態」(部分意匠)とは、実質的に同じ「用途及び機能」のカメラの「レンズ部分」である。当該部分の形態が共通するならば、两部分意匠は類似すると判断すべきであろう。

- * 1 『基準』97～98頁。なお、『基準』(24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断)(55頁)でも同様に規定している。
- * 2 なお、この実存説的解釈に対し、「カメラ」全体意匠は「ファインダー付きカメラ用レンズ」の部分意匠を利用するものとの解釈も考えられる。これは、【事例3】において公知の意匠「カメラ」から抽出する「意匠の一部」について、「ファインダー付きカメラ用レンズの意匠」と解するか、「ファインダー付きカメラ用レンズの部分の形態」と解するかとの2つの立場がありうるが、それと同様の2つの解釈である(本連載第10回部分意匠④(DESIGN PROTECT 2014 No.104 Vol.27-4) 21頁参照)。
- * 3 佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」『知的財産と現代社会(牧野利秋判事退官記念)』(信山社 1999年) 692～693頁は、部分意匠の類否判断において、「物品の一部を対象とする部分意匠では、物品の「全体」を見比べるという基礎が存在しない」と指摘し、「権利主張されている「部分」が使用されていれば、それがどのような部位に用いられていると、権利範囲に入るとする立場(権利対象となっている「部分意匠」と、第三者の実施物品のそれに相当す

る部分だけを見比べる立場)」、すなわち「独立タイプ」の考え方を支持している。

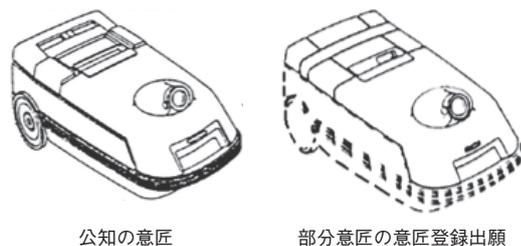
- * 4 斎藤瞭二「部分意匠二三の問題」『知的財産権その形成と保護—秋吉稔弘先生喜寿記念論文集—』(新日本法規出版 2002年) 610～611頁は、「部分意匠において「意匠」とは、「物品の部分の形状……」そのものをいうものなのである。部分意匠を観念する場合、法律になぞらえていえば、「意匠」は、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」である。(改行)要件論としていえば、大きくは①物品の部分の形状、模様、色彩であること、②視覚を通じて美感を起こさせるものであることである。これを分節すれば、①物品の部分(物品性)、②形状、模様、色彩(形態性)、③視覚(視覚性)、④美感(美感性)となる。」と述べる。
- * 5 本連載第8回部分意匠②(DESIGN PROTECT 2014 No.102 Vol.27-2) 15頁参照。
- * 6 吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会(牧野利秋判事退官記念)』(信山社 1999年) 118頁は、部分意匠と部品意匠とは、「意匠に係る物品の相違」があるとはいえず、差止請求は「実質的にかわりはない」、また、損害賠償についても、部分意匠の場合も寄与率を考慮すると、「結局同じ結果になる」と指摘している。なお、同書116頁では、部品意匠と部分意匠とのダブルパテントも懸念している。
- * 7 吉原前掲*6の119頁は、「部分意匠の場合には、全体意匠と物品が同一であって、物品の一部の意匠を対象とするものであるから、利用関係を生じ易い」と述べている。
- * 8 田村善之『知的財産法(第4版)』(有斐閣 2006年) 352頁は、「部分意匠の創作的な特徴が物品全体においても要部を占めている場合には類似性を肯定する(23条本文)…そうでない場合にも、全体意匠は他人の意匠登録にかかる部分意匠を利用する意匠であるということで、侵害を肯定することができよう(26条参照)」と述べている。
- * 9 利用関係と被告意匠の認定については、本連載第6回(DESIGN PROTECT 2012 No.98 Vol.26-2) 36～38頁、および拙稿「顕微鏡事件：部分意匠、および形状意匠の意匠権の効力[下]」特許ニュースNo.12716(平成22.4.2)参照。
- * 10 吉原前掲*6の118頁は、自転車のハンドル部分の部分意匠の場合、「部分意匠であれば、自転車を製造販売しないかぎり、権利侵害の問題を生じない。したがって、その部分意匠と同じ形状の自転車ハンドルを製造しても、全量を輸出するのであれば、侵害とはならない。そして国内向けに製造する場合には、間接侵害(意匠法38条)となる。」と述べている。
- * 11 茶園成樹「利用関係による意匠権侵害について」(DESIGN PROTECT 2014 No.103 Vol.27-3) 12頁は、「物品全体の形態とは独立の美感を起こさせると客観的に評価することのできる…一部の形態が登録意匠と同一・類似であれば侵害が認められる。」と指摘する。部分意匠が、「意匠に係る物品」に限定されず「物品の部分の形態」として把握されるならば、被告製品の「前照灯の一部の形態」が「登録意匠(自動車の前照灯の部分意匠)」と同一・類似である可能性がある。

5) 利用関係による侵害

①部分意匠と全体意匠の利用関係

『意匠審査基準』では、「公知の意匠と部分意匠との類否判断」について、「部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。」とし、「例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。」と規定する(『基準』(71.4.2.2.1)92頁)。そして、「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」として「電気掃除機本体」の事例【事例1】[図2]を掲げている。

●図2【事例1】「電気掃除機本体」(『基準』96頁)



上記『基準』によれば、【事例1】右側の「電気掃除機本体」の上面部分に係る部分意匠は、公知の「電気掃除機本体」の意匠(全体意匠)と類似すると解される。そして、この解釈(出願形式説)によれば、この「電気掃除機本体の上面部分」に係る部分意匠が登録された場合、登録部分意匠と対比して類否判断すべき被告意匠は「電気掃除機本体」の全体意匠と解されよう^{*12}。したがって、「登録部分意匠の当該部分の形態」と「被告製品の一部の形態」とが同一又は類似であれば、登録部分意匠と被告製品全体意匠が類似すると判断されるのであり、利用関係による侵害とは理解されないことになる^{*13}。

なお、この解釈によれば【事例1】左側の「電気掃除機本体」全体意匠(公知の意匠)が意匠登録出願された場合、右側の「電気掃除機本体」の出願部分意匠と類似することにもなる。このような問題を

解決するためであろうか、「意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士、すわなち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。」((61.1.1)73頁)と規定し、全体意匠の出願と部分意匠の出願の間では、意匠法9条および10条の適用をしないこととしている^{*14}。したがって、部分意匠と全体意匠が関連意匠として意匠登録を受けることもない。また、実質的な先後願関係は、意匠法3条の2で整理することとし、ダブルパテントはほとんど発生しないことが期待された。

しかし、意匠法3条の2の規定は、平成10年改正では「同人」の出願の間でも適用されることになっていたが^{*15}、平成18年改正により、「同人」の出願の間では適用しないこととなった(意3条の2ただし書)。同人による出願の場合は、先願「意匠の一部」に係る意匠登録出願であっても拒絶されることはなくなった。したがって、先願部分意匠と同一・類似の全体意匠だけではなく、先願の全体意匠の「一部」と同一・類似する部分意匠や部品意匠が意匠登録を受けやすくなっている。したがって、権利の輻輳が生じる場合も多い。輻輳する権利であっても、同一人に帰属している場合には問題がなく、かえって、意匠の保護が厚くなるという効果もあると思われる。

だが、このような状況を踏まえると、部品意匠と完成品意匠との関係が利用関係で整理されているのと同様に、部分意匠と全体意匠の間でも利用関係を認め、整理することが妥当と思われる。そのためには、部分意匠を、出願形式説がいう要部を指定した出願形式として理解するのではなく、部品意匠と同様に、「部分の形態」として現実的に存在する意匠と理解する必要がある。なお、実存説で理解すると、破線部がごく一部である場合や要部以外である場合等には、部分意匠と全体意匠は類似すると判断される可能性がある。両意匠が類似すると判断される場合は、利用関係ではなく、意匠法9条の先後願関係を適用し整理するように、運用変更をすべきも

のと思われる^{*16}。

②部分意匠の「利用関係による侵害」

学説では、部分意匠と全体意匠との間に利用関係を認め、被告製品全体意匠が、登録部分意匠を利用する場合に、侵害が認められると解するものが多い^{*17}。

しかし、部分意匠の侵害訴訟では「利用関係」を明示的に認定した裁判例はない。だが、前記(本誌105号、第11回参照)で紹介したとおり、裁判例の多くは、登録部分意匠に相当する「部分意匠」を被告意匠として認定している。被告製品に「登録意匠又はこれに類似する意匠」が存在し、需要者に視認されるならば、意匠権侵害が肯定されるのであり、被告製品の全体意匠に包含されている「部分意匠」を抽出して、登録部分意匠との類否判断を行っていると解される。これらの裁判例も、実質的に、登録部分意匠と被告製品全体意匠との間で「利用関係による侵害」を判断しているといえよう。

本件登録意匠が部分意匠の場合には、その意匠に係る物品は、被告製品意匠と同一・類似であることが多く、特に「利用関係」を論ずる必要がないと解される。この場合に「利用関係」を明確にしなければならないのは、被告製品意匠が本件登録意匠の後願登録意匠である場合(意26条)に限られるかもしれない。しかし、侵害事件においては、登録部分意匠に相当する被告部分意匠を特定する必要があり、「利用関係」を明確にして、対比すべき被告部分意匠を特定することが有効であろう^{*18}。さらに、次に見るように、損害額の算定等において、被告製品における被告部分意匠の寄与度を考慮する上でも、「利用関係」を明確にする意義があると思われる。

*12 茶園成樹編『意匠法』(有斐閣 2012年)〔松本尚子〕150頁は、「意匠審査基準に挙げられている図の例のように、「電気掃除機本体」の意匠が公知意匠である場合に、その一部と同一・類似の部分意匠の意匠登録出願を行った場合、その出願の意匠は、公知意匠に類似することを理由に拒絶される」と解説している。しかし、部分意匠権の侵害については、同書〔茶園成樹〕217頁は、「登録意匠が部分意匠であった場合においても、侵害判断の対象となる意匠は、取引対

象物品の意匠ではなく、当該部分意匠に係る部分に相当する部分の意匠である。」と述べている。

*13 なお、『基準』には、出願部分意匠と公知の意匠とが類似する事例として、前記「図1【事例3】」の「カメラ」と「ファインダー付カメラ用レンズ」の事例も挙げている。この【事例3】は、意匠に係る物品が「カメラ」と「ファインダー付カメラ用レンズ」で相違し、出願形式説で解釈しても、直接的な類似関係とはいいいにくく、利用関係と解さざるを得ないだろう。

*14 詳細は、本連載第7回部分意匠①(DSIGN PROTECT 2014 No.101 Vol.27-1)12頁、および14頁の*9参照。

*15 『産業財産法(工業所有権法)の解説【平成6年法～平成18年法】』(特許庁HP)「平成10年法律改正(平成10年法律第51号)」40頁参照。

*16 部分意匠と全体意匠の出願間で意匠法9条、10条を適用しないという『基準』には、批判が多い(前掲・本連載第7回14頁*9参照)。茶園前掲*11の16頁も、「なお、一般には裁定実施権を認めるべきであるが、全体意匠が部分意匠を含むこと以外に特徴がない場合には否定すべきとするのであれば、それは、そのような全体意匠が登録を受けられないような9条の解釈によって解決されることが適切であろう。」と述べている。

*17 例えば、吉原前掲*6の119頁、竹田稔『知的財産権侵害要論【特許・意匠・商標篇第5版】』(発明協会2007年)643頁～644頁、茶園成樹「意匠の利用について」(知的財産法研究2003-12- No.129)7～8頁。茶園前掲*11の16頁。

*18 茶園前掲*11の10頁は、「利用関係による侵害といっても、登録意匠と同一・類似の実施であることに変わりはない。そのため、侵害の成否にとっては利用関係による侵害であるかどうかをあえて問題とする必要はない。ただし、後願の登録意匠が先願の登録意匠を利用するものである場合には、後願の意匠権者は通常実施権の設定の裁定を請求することができる(同法33条)。また、意匠権の侵害判断において、意匠の類否判断の特徴から、利用関係による侵害を意識することが有用であると思われる。」と述べている。

6) 部分意匠の寄与度

①損害額算定における寄与度の意義

部分意匠の意匠権侵害事件では、ほとんどの場合、部分意匠の「寄与度」(「寄与率」も同義と解する。)概念に基づいて、損害額算定が行われている^{*19}。

裁判例としては、

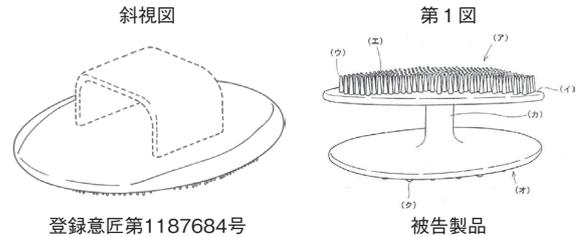
- i. 大阪地判平成17.12.15(平16(ワ)6262号、判時1936号156頁、判タ1214号268頁)
〔化粧用パフ事件〕
- ii. 東京地判平成25.4.19(平24(ワ)3162号)
〔サンダル事件〕
- iii. 大阪地判平成25.9.26(平23(ワ)14336号)
〔遊技機用表示灯事件〕

がある*20。

なお、部分意匠の「寄与度」概念は、意匠法39条の各項によって、その内容がやや異なる。すなわち、意匠法39条1項を適用する場合は、侵害者の譲渡した物品の数量に、意匠権者が「販売することができた物品」（意匠権者の実施品）の「単位数量当たりの利益の額」を乗じる計算となるので、部分意匠の寄与度は、「意匠権者の実施品の利益に対する」寄与度を意味する。次に、意匠法39条2項を適用する場合は、「侵害した者」が「侵害の行為により利益を受けている額」であるから、「被告製品の利益」に対する「被告部分意匠」の寄与度が問題となる。また、意匠法39条3項の場合は、実施料相当額であるから、「被告製品」における「被告部分意匠」の寄与度が問題となる。前掲の【図1】【事例3】のように、登録意匠の「意匠に係る物品」と被告製品が異なる場合には、この点について注意する必要がある。

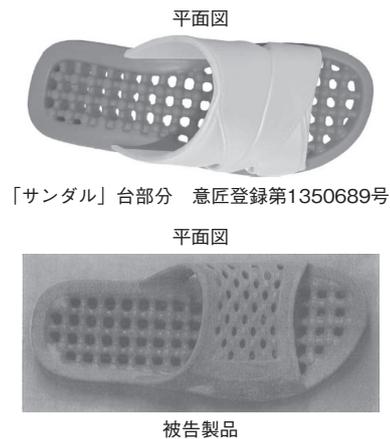
i. 〔化粧用パフ事件〕【図3】では、意匠法39条2項に基づき損害額が算定されている。したがって、寄与度については、「イ号物件(被告製品)」に対する「イ号意匠(被告部分意匠)」の寄与度が問題となり、「本件登録意匠は、意匠に係る物品の部分をもって意匠登録されているもの(部分意匠)であって、これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。したがって、本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは、イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ、その額は、同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に、イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。そこで、同部分のイ号物件全体に占める寄与度を検討すると、イ号物件は、「根元から先端に向かってやや小径となる突起を有する板状」の部分と「半球状の突起を有する板状」とに分けられ、イ号意匠は、前者に係る部分のみであることその他の事情にかんがみ、寄与率は50%とするのが相当である。」と説示している(12～13頁)。

●図3 大阪地判平成17.12.15「化粧用パフ事件」



ii. 〔サンダル事件〕【図4】と iii. 〔遊技機用表示灯事件〕【図5】では、意匠法39条1項に基づき損害額が算定されている。したがって、寄与度については、「本件部分意匠」の原告製品における寄与度が問題とされ、〔サンダル事件〕では、「本件意匠は部分意匠であり、サンダル全体に占める当該部分の割合は約77%であるから、本件意匠の寄与率は75%と認める。」と説示している(28頁)。

●図4 東京地判平成25.4.19「サンダル事件」



●図5 大阪地判平成25.9.26「遊技機用表示灯事件」



ii. 〔遊技機用表示灯事件〕では、「寄与度減額等」について、「販売することができないとする事情」に加え、「意匠権者の実施品の利益に対する登録意匠の寄与した割合によっては、損害額の全部又は一

部を減額すべきものと解される」(55頁)とし、本件登録意匠についても、「寄与度は、相当限定的に見ざるを得ない」(56頁)と説示されているが、寄与率は明記されていない。その他の「侵害品の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者が販売することができないとする事情」も考量して、意匠法39条1項による原告の損害額算定としては、同項本文に従って求められた額から、「その85%に当たる額を控除するのが相当」(57頁)と説示している。

②寄与度評価における考慮事項*21

〔化粧用パフ事件〕と〔サンダル事件〕における寄与度は、「製品全体」に占める「部分意匠」の面積比率と同程度に計算されていると思われるが、〔遊技機用表示灯事件〕では、面積比率(物理的割合)*22だけではなく、その他の要素を加味して、面積比率とはやや異なる寄与度を判断している点が注目される。

すなわち、部分意匠の利益に対する寄与は、「創作性が肯定される」形態であることによる寄与度を考えるべきであるとし、「公然知られた形態をありふれた手法で若干変更したにとどまる…部分が原告製品の売上げや利益に寄与していたとしても、これをもって本件意匠部分2の寄与と見ることはできない。」と説示し、本件意匠2については、「本件意匠部分2は正面視で左側部分のみの部分意匠であること」という面積比率だけでなく、「構成態様A2及びC2は公然知られた形態をありふれた手法で若干変更したにとどまること」から、「創作性の程度」をやや低く評価し、さらに、製品の「差別化要因」が「意匠のみ」ではないことを考慮している(56頁)。

たしかに、面積比率だけで「意匠」の寄与度を評価することは適切とは思われない*23。〔遊技機用表示灯事件〕では、「創作性が肯定される」程度を考え「差別化要因」が考慮され、面積比率だけでなく意匠的価値を評価し、総合的判断がされているといえよう。そして、「販売できないとする事情」も考慮し、その結果、面積比(約25%)よりも少ない「寄与度」が認定され、減額(85%)されたものと解さ

れる。なお、〔化粧用パフ事件〕でも、「その他の事情にかんがみ」として総合的判断をしており、寄与率「50%」との認定は、面積比率だけでなく意匠的価値ないし質的な判断をした結果と解され、妥当な寄与率認定といえよう。また、〔サンダル事件〕でも同様である。いずれの裁判例も、単に面積比率(物理的割合)のみで判断したものではない。

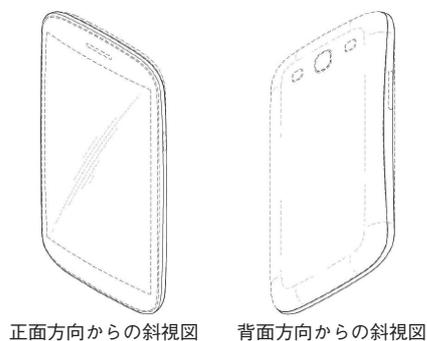
部分意匠の意匠権は、当該意匠に係る物品に及ぶことはもちろん、上記のように利用関係による侵害が認められる物品にも及ぶと解される。したがって、部分意匠は、被告製品全体からみると一部分に係る意匠である場合もあり、損害賠償額の算定においては、製品全体に対する部分意匠の「寄与度」を考慮する必要がある。なお、極端に微細な部分に係る部分意匠については、差止請求権、特に廃棄請求権は、権利の濫用として認められない可能性もあると思われる*24。

なお、微細な部分については、部分意匠としての成立を否定する考え方もありうる。部分意匠を「出願形式」と解する立場、すなわち、部分意匠は全体意匠の要部を指定した出願と解する立場にとって、微細な部分は、全体意匠の要部にはなり得ないからである。この出願形式説によれば、部分意匠の認定・評価は、需要者が全体意匠を観察する観点からなされるべきであり、微細な部分(例えば、意匠に係る物品「自動車」の「前照灯部分のランプの具体的形状」等)は、部分意匠としては認定・評価されないことになる。

最近の裁判例で、これに近い類否判断手法を採ったものとして、知財高判平成27.1.28〔携帯情報端末事件〕(平26(行ケ)10161号、10162号、10163号)がある【図6】。これらの判決では、部分意匠の要部認定において、「意匠に係る物品」全体について「需要者が注意を惹く部分」を認定し、それを当該部分に当てはめており、部分意匠についてその「意匠に係る物品」全体意匠を観察する観点から要部を認定していると解される*25。

例えば、平26(行ケ)10163号では、「携帯情報端末の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者が携帯

●図6 平26 (行ケ) 10163号
本願意匠「携帯情報端末」



情報端末を観察する際には、携帯情報端末の全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるパネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分であるということが出来る。(改行) <本件部分意匠は>共に携帯情報端末の前面パネルの周囲に施された帯状面であり(共通点(A))、携帯情報端末全体からみて両意匠の占める部分の割合は大きなものではなく、しかも、携帯情報端末の側面の形状であることに照らすと、上記説示のとおり、需要者の注意を惹く程度はさほど大きくないものといえる。このような需要者による看取のされ方を前提とすると、需要者において両意匠の細かな点についてまで詳細に看取するものとは考え難いから、両意匠の類否の判断において影響を及ぼすのは、主として両意匠においてその基調を占める部分であるというべきである。」(判決14-15頁)と説示している。

しかしながら、裁判例をみると、大阪地判平成19.10.1〔平板瓦事件〕(平成18(ワ)4494号)、および、大阪地判平成22.1.21〔マンホール蓋用受枠事件〕(平成20(ワ)14302号等)では意匠登録を受けた部分が物品全体の極一部の形態であるため、当該部分の具体的態様について拡大図等を利用し詳細な認定がされており、その部分意匠の観察観点は、当該部分に接近した観点である。部分意匠とは「物品の部分の形態」(意2条1項)であり、部分意匠を現実存在するものと解する「実存説」の立場からは、部分意匠の観察の観点は、全体意匠と異なり、当該「部分の形態」を全体として観察する観点と解される。

その観点は、「自動車の前照灯部分」に係る部分意匠の場合は、自動車全体を観察する観点ではなく、自動車に接近して前照灯の具体的な形態を観察する観点である。いずれの観点も「自動車」の意匠に関する「需要者の観点」であり、自動車全体を観察して視認される意匠だけではなく、「部分の形態」に接近観察して視認される部分の意匠についても、意匠法によって保護されるべきものと思われる*26。

*19 意匠の寄与度・寄与率については、古城春実「意匠権侵害の損害賠償—寄与率と部分意匠を中心に」DESIGN PROTECT 2013 No.100 Vol.26-4 55頁、中所昌司「意匠権侵害訴訟において意匠法39条1項が適用される場合の寄与率」パテント2013 Vol.66 No.6 59頁参照。

*20 東京地判平成25.4.19(平24(ワ)8221号)〔履物装着用ヒールローラー事件〕でも、部分意匠の意匠権侵害において、損害賠償請求が認められている。しかし、この事件では、被告の反論がほとんどないまま、実用新案権侵害も認められ、「被告が得た利益は20万3700円であり、実用新案法29条2項又は意匠法39条2項により、同額が原告の損害と推定される。」と説示され、部分意匠の寄与度は問題とならなかった。

*21 牧野利秋他編『知的財産訴訟実務体系Ⅱ』(青林書院 2014年)176頁〔岩坪哲〕は、「抽象論としては、部分意匠登録を受けようとする部分の物品全体に占める重要度、看者に与える影響(当該部分が顧客誘引の源泉となるか)、関連意匠の多寡(理屈では関連意匠が多いほど部分意匠登録を受けようとする部分の物品全体における特徴的存在割合は低い傾向となろう)に基づき判断されよう。」と述べるが、一般的には「関連意匠」が多いほど、創作性は高いと評価されるのではなからうか。

*22 古城前掲*19の62頁では、「物理的割合」という。

*23 古城前掲*19の62頁によれば、「物理的割合をそのまま寄与率の認定に用いることについては異論も多い」という。

*24 侵害物棄却請求権について、「この請求は権利濫用とならない程度において認められる点に注意すべきであろう(たとえば、数層のビルディングの建築の基礎に使用された物や巨大な船舶の構造の一部における物の使用などを想起せよ。)」との指摘がある(兼子一・染野義信『工業所有権法』(日本評論社 1969年)252頁、高窪喜八郎・瀧野文三編『学説判例総覧・工業所有権法』(中央大学出版部 昭和37年))。三山峻司「侵害行為の是正と執行に関する問題」パテント2013 Vol.66 No.5(別冊No.10)33頁参照。

*25 拙稿「『造形デザイン』の知財判決紹介(13)一部分意匠の類否判断と公知意匠参酌」特許ニュース14021号(2015年8月11日)参照。

*26 部分意匠は「全体の中で希釈化される部分」に着目して保護するものである(牧野利秋編『実務解説 特許・意匠・商標』(青林書院 2012年)〔永芳太郎〕471頁参照)。

(つづく)